告　示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長　田　島　清　志

一　道路の種類　県道

二　路線名　熊谷小川秩父線

三　道路の区域

3b80e6899a127c30d83c52dd4abcf407

旧新別	旧	新
区間	秩父市定峰字下平三二八番二地先から同市定峰字西二七九番一地先まで	
敷地の幅員（メートル）	五・三六～一三・八一	七・九六～二五・〇五
延長（メートル）	一五五・四五	
備考		